

『下市町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱』

(目的)

第1条 この要綱は、下市町内業者により吉野郡内で生産又は製材された木材を使用した住宅のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町民の住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めることにより定住環境の向上に資するとともに、吉野郡内木材、住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に居住し、住民登録又は外国人登録を有する者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 下市町住宅リフォーム助成事業補助を受けようとする工事について、町より他の制度による補助又は助成を受ける工事内容、範囲が重複しないこと。
- (2) 同一世帯に属する者全員が町税を滞納していない者であること。
- (3) 補助を受けようとする住宅について、補助を受けようとする者と所有者が異なる場合は、所有者の承諾を得ている者であること。
- (4) 工事施工業者と申請者が同一又は同一住宅に居住している者については、下市町住宅リフォーム助成事業補助交付申請書提出の際に、申し出ると共に第8条に掲げる添付書類工事見積書に工事単価の根拠を記載すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定されている、暴力団、指定暴力団に該当しない者。

(補助対象住宅等)

第3条 補助の対象となる住宅は、補助対象者が所有若しくは借用し、自己の居住の用に供している町内に存する住宅(集合住宅にあつては補助対象者が専有する部分に限る。又は併用住宅にあつては店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。以下同じ。)及び住宅と同一敷地内に存する関連建物とし、修繕、改修、増築に要する費用が町が実施する他の補助制度の対象部分を除いて20万円以上である工事を行うものとする。ただし、公営住宅は適用外とする。

(補助対象工事等)

第4条 補助の対象となる工事は、町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人の施工業者で建設業許可の建築一式登録業者又は、職業が大工業で生計を立てている業者を利用して実施する工事で、下市町内の木材業者(製材所)で購入し、吉野郡内で生産又は製材された木材を使用した工事で、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 増築工事 既存の住宅部分がない場所に新たな住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加する工事(増築等に伴い確認申請が必要となる場合は、確認済み証等の写しを添付すること。)
- (2) 改築工事 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その部分に住宅部分を改めて建築する工事
- (3) 改修工事及び修繕工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持・向上させるための工事
- (4) 生活関連建物工事 住居となる建物と同一敷地内にある車庫、物置等で生活を営む上で必要な建物(住宅部分と分離した作業場等を除く)の増改築、改修、修繕工事

(資材等の使用条件)

第5条 下市町住宅リフォーム助成事業補助対象となる木材は、下市町内の木材業者(製材所)で購入した吉野郡で生産又は製材された木材とする。(※但し、合板等の二次製品は含まない。)

2. リフォーム助成の補助対象とする対象木材以外の資材についても、原則として下市町内で購入するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、町が行っている他の補助制度の対象部分を除いた当該工事に使用した下市町内の木材業者(製材所)で購入し吉野郡内で生産又は製材された木材の購入額とし、最高限度額は20万円とする。

2. 1項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第7条 前条に規定する補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。ただし、集合住宅にあつては、同一補助対象者につき1回限りとする。

2. 前項に規定する補助回数を誤って越え、申請書等を提出した場合。申請者に通知したうえで、申請を取り消す。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、下市町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第7号に掲げる書類は、第2条第3項に該当する者のみ提出しなければならないものとする。

(1) 工事見積書(工事全体の工事費用)

(2) 工事で使用する吉野郡内で生産又は製材された木材の見積書

※注1 (下市町内の木材業者(製材所)で購入し、吉野郡内で生産及び製材された木材とその他工事に使用する木材との内訳を作成すること。)

(3) 住宅の位置図及び平面図

(4) 補助対象工事を行う施工個所写真(施工前の写真)

(5) 納税証明書(補助金申請者用)(様式第2号)

(6) 納税証明書(施工業者用)(様式第3号)

(7) 個人情報の提供に関する同意書(補助金申請者用)(様式第4号)

(8) リフォーム工事承諾書(借家の場合用)(様式第5号)

(9) 建築確認申請が必要な工事にあつては、建築基準法第6条第2項に規定する確認済み証の写し。(この書類については、申請から実績報告書提出までに提出してもよいものとする。)

(10) その他町長が必要と認める書類

2. 下市町住宅リフォーム助成事業補助交付申請書は、必要書類を全て添付したうえで工事着工予定日の概ね2週間前には提出すること。

3. 工事完了後からの事後申請の受付は行わないとする。ただし、工事途中であつても第8条、第14条に規定する申請書、実績報告書に添付が必要な書類が全てそろった場合は、受付対象とする。(※受付の可否は、審査のうえ決定します。)

(交付申請書の受付)

第9条 下市町住宅リフォーム助成事業補助交付申請の受付については、第8条に掲げる申請に必要な書類を全て添付したうえで提出すること。

2. 第8条に掲げる申請書類に不備があり、最終受付日を越えて添付書類等が提出されないときは、申請を受付しないものとする。(仮受付はありません。)

(交付決定)

第10条 町長は、第8条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定又は却下したときは、下市町住宅リフォーム助成事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2. 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付申請の取り下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定により行った申請を取り下げるときは、下市町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請取下げ願(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2. 町長は、前項の規定による取下げがあった場合において、既に前条に規定する交付決定を行ったものがあるときは、これをなかったものとする。

(申請内容の変更及び承認)

第12条 第9条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該申請した内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、下市町住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書(様式第8号)に第8条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2. 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金変更の可否を決定し、下市町住宅リフォーム助成事業補助金変更決定(却下)通知書(様式第9号)により補助事業者にその旨通知するものとする。

3. 第1項に規定する町長の承認を受けずに、リフォーム内容を変更し補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は補助対象外とする。

(状況報告及び実地調査)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者又は施工者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象リフォーム工事が完了したときは、速やかに下市町住宅リフォーム助成事業実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなくてはならない。

- (1) 工事代金領収書(木材費を含めた総工事費領収書)
- (2) 下市町内で購入した吉野郡内で生産又は製材された木材の納品証明書(製材所での証明)(様式第11号)
- (3) 補助対象工事实施前後の施工個所の写真
- (4) 補助対象工事实施途中の施工箇所の写真(木材使用部分を強調すること。)
- (5) 下市町内で購入した吉野郡内で生産又は製材された木材が使用された施工個所の写真
- (6) 確認申請が必要な工事にあつては、建築基準法に規定する検査済み証の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の決定)

第15条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該受理した日から14日以内に工事検査を行い、適正であると認めたときは補助金の額を決定し、下市町住宅リフォーム助成事業補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、下市町住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2. 町長は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定により行った交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 最終工事完成期日を越えたとき。(実績報告書提出で工事完成とみなす。)
- (4) 交付金事務処理、工事途中で下市町住宅リフォーム助成事業補助金申請者(親族含む)又は、工事施工業者が暴力団員関係者だと発覚した場合。

2. 町長は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、下市町住宅リフォーム助成事業補助金取消し通知書(様式第14号)により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、下市町住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書(様式第15号)により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2. 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年 4月 1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成28年 4月 1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成29年 4月 1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成30年 4月 1日から適用する。
- 7 この要綱は、平成31年 4月 1日から適用する。

(要綱の失効)

- 1 この要綱は、令和 8年 3月31日限り、その効力を失う。